

商品先物取引の不招請勧誘禁止撤廃に反対する会長声明

現在、証券・金融・商品を一括して取り扱う総合取引所の創設に向けた議論がなされている。その中で、平成25年6月19日、第183回国会の衆議院経済産業委員会において、内閣府副大臣は、「商品先物取引について、金融と同様に不招請勧誘の禁止を解除する方向で推進していきたい」旨の答弁を行った。

不招請勧誘とは、商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘することであり、商品先物取引業者がこれを行うことは原則として禁止されている（商品先物取引法214条9号）。この答弁は、総合取引所において商品先物取引業者に監督権限を持つことになる金融庁が、不招請勧誘が禁止されていない他の金融商品と同様の規制とするため、総合取引所で取り扱われる商品先物取引について、不招請勧誘禁止の撤廃を検討していることを示している。

しかし、これは不招請勧誘が禁止された経緯や経済産業省産業構造審議会商品先物取引分科会の報告書に反するものであり、到底見過ごすことができない。

商品先物取引は、過去に数多くの消費者被害をもたらしてきた。商品先物取引は、当初の投資金の何倍もの損失が生じることを覚悟しつつ、利益の獲得を目指す投機であるところ、そのような投機を希望し、それに見合った知識、経験、財産等を有する者は、滅多に存在しない。それにもかかわらず、元来、投機を希望せず、適合性もない者に対して、突然、自宅や職場に、電話や訪問で勧誘し、言葉巧みに投資金の何倍もの儲けが出ることを強調して取引に引き込み、その結果、多額の損失を被らせるという深刻な被害を多数生じさせてきた。ピーク時である平成12年から平成16年頃までは、国民生活センターの苦情件数でも毎年4000件を超える数が寄せられていた。

このような被害実態に鑑み、ようやく平成23年1月1日施行の商品先物取引法において不招請勧誘禁止が導入された。その後、商品先物取引を巡る消費者の苦情相談は激減している。このような実情からすると、不招請勧誘の横行が商品先物取引被害の温床になっていたことは明らかである。

産業構造審議会商品先物取引分科会における平成24年8月21日付けの報告書では、「将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である。」として、商品先物取引に関する不招請勧誘規制を維持することが確認された。

また、上記分科会での審議委員に対するヒアリングにおいて、不招請勧誘禁止規定が及

ばない「スマートCX」を勧誘した後、数日で普通取引に切り替えさせて、頻繁売買により手数料稼ぎをする事例や、金の現物購入を広告しておいて問い合わせしてきた者に先物取引の勧誘をして不招請勧誘の禁止を潜脱する事例などが報告されている。不招請勧誘禁止の導入により被害事例が減少したといっても、相変わらず被害事例が存在し、商品先物取引業者の体質に大きな変化はない。不招請勧誘禁止が撤廃されれば、再び消費者被害が増加する危険性が極めて高いと考えられる。

上記報告書が取りまとめられてから、1年あまりしか経っていない現時点で不招請勧誘規制を変更しなければならない事情は何も生じていない。それにもかかわらず、実態の検証が何もなされないまま、規制の横並びのために商品先物取引の不招請勧誘禁止を撤廃するのは、極めて不当である。

総合取引所構想の実現のため、すでに金融商品取引法の定める金融商品に商品先物取引を加えた改正法が成立している。しかし、不招請勧誘等が禁止される契約を定めた金融商品取引法施行令第16条の4を改正して、商品関連市場デリバティブ取引を加えなければ、総合取引所に上場する商品先物取引には、不招請勧誘禁止規定が適用されなくなる。

以上より、当会は、消費者保護の観点から、総合取引所の下でも商品先物取引の不招請勧誘禁止は維持すべきであり、禁止撤廃には強く反対するとともに、金融商品取引法施行令第16条の4に、商品関連市場デリバティブ取引を加えるよう強く求める。

2013年（平成25年）12月16日

茨城県弁護士会

会長 佐谷道浩